

平成 25 年 3 月 6 日
独立行政法人中小企業基盤整備機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく「中小企業
大学校広島校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業
務」に係る契約の締結について

「中小企業大学校広島校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け
研修に係る業務」(以下「研修業務」という。)について、下記のとおり契約を締結いたしました。

記

1. 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅前 3-25-24 八百治ビル 4F
麻生教育サービス株式会社
代表取締役社長 古野 金廣

2. 契約金額

6,195,000 円(税込み)

3. 研修業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき研修業務の質に関する事項

(1) 研修業務に係る委託業務の内容

研修業務の対象範囲については、次のとおりとする。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)が設置する中小企業大学校
(以下「大学校」という。)施設で実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年
法律第 147 号。)第 15 条第 1 項第 2 号に基づいて行う中小企業の経営者及び経営幹部等
の経営管理者等に対して行う経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修並び
に中小企業支援担当者等に対して行う研修に係る業務(研修の企画に係る業務を除く。)と
する。具体的な業務内容は、受講者の応募受付、受講者の登録及び教室運営などである。
なお、受講者の募集に係る業務の一部(募集の方法や対象の決定及び実施など)について
は、研修業務の開始時点において、終了していることから、研修業務の対象範囲には含まな
い。

(2) 民間競争入札の対象となる研修業務の実施場所

研修業務の実施場所は、中小企業大学校広島校(広島県広島市西区草津新町 1-21-5)と
する。

(3)対象事業年度

研修業務の実施対象事業年度は、機構における平成 25 事業年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。以下同じ。)とする。

(4)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

研修業務を実施するに当たり確保されるべきサービスの質を確保するため、公共サービス実施民間事業者(以下「民間事業者」という。)に対して、機構は、事業年度の達成目標としての要求水準(以下「要求水準」という。)を下表のとおり設定する。

要求水準指標	単位	設定値
受講者の満足度	%	90.0
講師の満足度	%	90.0
作業遅延の件数	件	0
研修の中断回数	回	0

(5)機構が行う必要な情報の提供及び助言

民間事業者は、機構の研修企画の意図を十分に理解した上で、民間事業者の創意工夫を最大限に活用して研修業務を実施しなければならない。また、機構は、機構が保有する情報の提供や助言などを行い、研修業務が円滑に実施できるよう支援する。

4. 契約期間

研修業務の契約期間は、平成 25 年 3 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

5. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他研修業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1)報告について

民間事業者は、運営状況について、次の①から③に定めるとおり報告をするとともに、必要に応じて機構から求められた場合にも報告するものとする。

①月次報告

民間事業者は、研修業務の実施状況について、平成 25 年 4 月 1 日から 1 月を経過するごとに、当該経過の日から 7 日以内に機構に報告する。報告すべき内容については、要求水準の達成状況及びそれに関連する事項とする。

②四半期報告

民間事業者は、研修業務の実施状況について、平成 25 年 4 月 1 日から四半期ごとに、当該経過の日から 7 日以内に機構に報告する。報告すべき内容については、要求水準

の達成状況及びそれに関連する事項とする。

③年間事業実績報告

民間事業者は、研修業務の実施状況について、対象事業年度の末日の翌日から14日以内に機構に報告する。報告すべき内容については、要求水準の達成状況、それに関連する事項及び中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)12.(2)②に掲げる事項とする。

(2)調査について

①機構は、研修業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告並びに次のイ及びロのモニタリングの結果等により、必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、研修業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ 大学校施設におけるモニタリング

機構は、必要に応じて、研修業務の実施に立会い研修業務の履行状況を確認する。

ロ 受講者等に対するモニタリング

機構は、必要に応じて、受講者及び受講者を研修に派遣した事業者並びに大学校が所在するそれぞれの地域の地方公共団体、中小企業を支援する機関等の関係機関などに対して、意見の聴取を行い、研修業務の履行状況を確認する。

②立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3)指示について

機構は、研修業務を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4)秘密を適正に取り扱うために必要な措置について

①民間事業者は、機構が定める情報セキュリティに関する規定を遵守し、機構と同等の情報セキュリティ対策を講じつつ、研修業務を実施しなければならない。

②民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、研修業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

③民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなら

い。

④民間事業者、その役職員その他研修業務に従事する者又は従事していた者は、研修業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置について

① 研修業務の開始及び中止

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に業務を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない理由により研修業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

② 責任者の配置について

民間事業者は、研修業務の適切な実施を確保するため研修業務を統括する責任者（研修業務と同種の業務に従事した実績を有する者とする。）を配置しなければならない。

③ 業務の引継ぎ

民間事業者は、研修業務を終了し又は中止した場合、以後の研修業務が引き続き円滑にかつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎを遅滞なく行わなければならない。また、研修業務に関わる無形資産及び有形資産の引継ぎも併せて行わなければならない。ただし、民間事業者が持ち込んだ資産や搬入使用設備などに関してはこの限りではない。

民間事業者は、引継ぎに当たっては、業務引継ぎ資料等を作成の上、機構に文書及び電子媒体で研修業務を終了し又は中止した日までに提出しなければならない。

なお、業務の引継ぎ等に関する費用は民間事業者の負担とする。

④ 公正な取扱い

イ 民間事業者は、研修業務の実施において、受講者を合理的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者は、研修業務における受講者の取扱いについて、大・中学校以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

⑤ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、研修業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

⑥ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」や「中小企業大・中学校」の名称並びに機構の保有するロゴなどを研修業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業

が研修業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

⑦機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、大学校において、自ら行う事業又は機構以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑧名称の使用及び研修業務の表示

民間事業者は、研修業務の実施に当たって、機構及び大学校の名称を使用するとともに、当該業務が機構の委託を受けて実施されている旨を明らかにする表示をしなければならない。

⑨機構事業の広報協力

民間事業者は、研修業務をとおして、機構事業の広報紙や案内等の配布、機構への問い合わせの取次ぎ等を行い、中小企業者に対して様々な支援事業の一体的な提供が行えるよう協力すること。

⑩安全衛生

民間事業者は、研修業務を実施するに当たり、研修期間中における受講者の安全衛生について十分配慮するとともに、予め機構及び研修業務以外の業務の受託事業者と調整を行い、災害発生時の連絡及び受講者等の避難誘導に関する業務が適切に行える体制を整えておくこと。

⑪記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、研修業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、研修業務を終了し又は中止した日の属する事業年度の翌事業年度から起算して5年間、保管しなければならない。

なお、5年間経過する前に、商業登記を抹消する等の当該記録及び帳簿を保管できない事象が生じた場合には、これらを機構に引き継がなければならない。

⑫権利の譲渡

民間事業者は、あらかじめ機構から書面による承諾を得た場合を除き、研修業務に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑬再委託

イ 民間事業者は、研修業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ロ 民間事業者は、研修業務の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ハ 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で機構の承認を受けなければならない。

ニ 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要

な報告を徴収することとする。

ホ 再委託先は、上記の秘密を適正に取り扱うために必要な措置、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、機構との契約によらない自らの事業の禁止等民間事業者が講ずべき措置については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑭事業実施企画書の変更

民間事業者は、研修業務の質を向上させるため、又は民間事業者の責めに帰すべからざる事由により、契約締結日以後、実施要項 6. (2)②への事業実施企画書に記載した内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、機構の承認を得なければならない。

⑮契約内容の変更

機構及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑯契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し委託費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、民間事業者は機構に対して、研修委託費の総価の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、機構の定めるところによる。ただし、契約の解除に起因して、同額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、機構が民間事業者に対して、超過分を請求することを妨げるものではない。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

ロ 法令第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条(第 11 号を除く。)の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ 契約に沿った研修業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ヘ 法令又は契約に基づく指示(本項に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)に違反したとき。

ト 民間事業者又はその役職員その他研修業務に従事する者が、法令又は契約に違反して受講者に関する情報等、研修業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

チ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
リ 暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ヌ 再委託先が暴力団員又は暴力団関係者と知りながら、それを容認して再委託契約を継続させていることが明らかになった場合。

⑰損害賠償

民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって機構に損害を与えたときは、民間事業者は、機構に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

⑱不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により研修業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となった場合は責任を負わない。

⑲契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、機構及び民間事業者が協議する。

6. 研修業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

(1) 民間事業者による研修業務に起因して、第三者が損害を被った場合に、機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

7. 民間事業者の研修業務における実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

統括責任者の下に研修業務従事者 2 名を配置した計 3 名（非常勤を含む）で業務を実施する。

(2) 実施方法

実施要項及び入札仕様書等に基づいて実施することとなるが、次のような実施方法を

企画している。

業務実施に際しては、各業務を主担当・サブ担当で分担し業務を円滑に遂行できるようサポート体制を取る。また、教室運営にあたっては内線電話機の携帯を徹底し、講師と常に連絡が取れる体制を取るとともに、受講者からの質問・要望等については対応記録を作成し月次会議にて機構に報告を行う。中小企業者等からの照会についてはマニュアルを作成し正確かつ丁寧な対応を行う。